

令和4年6月1日現在の障害者雇用率について

1 主旨

令和4年6月1日現在の障害者雇用率について、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、取りまとめたので報告する。

2 令和4年6月1日現在の障害者雇用率（法定雇用率2.60%）

【区全体】

	令和4年度	前年度
障害者数	183人（実数161人）	175.5人（実数149人）
雇用率	2.70%	2.61%

障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、令和3年6月30日付で地方公共団体の機関にかかる特例が認定されたため、区長部局と行政委員会等（区教育委員会、区議会、区選挙管理委員会、区監査事務局）を同一の機関と見なし、区全体として障害者雇用率制度が適用される。

※ 障害者雇用率目標値(世田谷区障害者活躍推進計画) 令和5年度 2.70%

3 今後の取組みについて

採用した障害のある職員は、個々の障害特性や職務適性等を踏まえ、庁内各課や区立施設に配属している。今後も雇用率の維持・向上に向け、引き続き職務や職域の拡大を図り、障害のある職員の計画的な採用を行うとともに、配属職場への定着支援に取り組んでいく。